



# 秩父市産後ケア事業のご案内

2026年度

退院後にゆっくりと休養したり、授乳や育児などの指導を受けることができるサービスです。医療機関等に宿泊して、または日帰りやご自宅への訪問で、安心して子育てができるよう産後のお母さんに、心身のケアや育児のサポートを行います。

## 利用できる方

秩父市に住所があり、産後の体調不良や育児不安等がある方  
※感染症にかかっている方、もしくは入院加療の必要がある方は利用できません  
※赤ちゃんのみの利用はできません

## 産後ケアの内容

お母さんや赤ちゃんの体調に合わせて、助産師等によるケアを受けることができます。医療行為は含まれません。  
◇お母さんのケア（体調の管理、休息）  
◇赤ちゃんのケア（健康状態のチェック）  
◇産後の生活について、授乳、育児相談など

## 産後ケアの種類

| 種類         | 宿泊型  | 通所型                               | 訪問型           |
|------------|--|-----------------------------------|---------------|
| 利用回数       | 1回の出産につき、「宿泊・通所・訪問型」を組み合わせると7日間利用可能です。       |                                   |               |
| 内容         | 宿泊して休養しながら育児や授乳の相談ができます                      | 日帰りで休養しながら育児や授乳の相談ができます           | ご家庭で育児方法を学べます |
| 利用期間       | 出産後3か月まで※1                                   | 出産後1年未満※2<br>(岩田産婦人科医院のみ出産後4か月未満) |               |
| 利用時間       | 午前11時入所<br>午後4時退所                            | ①6時間以内<br>②4時間以内                  | 2時間以内         |
| 利用料金<br>※3 | 1泊2日 11,200円<br>2泊3日 16,800円<br>3泊4日 22,400円 | ①1回 3,600円<br>②1回 3,200円          | 1回 1,800円     |
| 食事         | 入所日退所日は2食<br>その他は3食                          | 昼食があります                           | —             |

※1 1月1日出産→4月1日までの利用が可能です。

※2 1月1日出産→12月31日までの利用が可能です。

※3 市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方の利用料金についてはお問い合わせください。多胎のお子さんの場合でもご利用料金は同じです。



## サービス提供施設

| サービス提供施設                   | 住所              | 電話番号          | 宿泊型 | 通所型                           | 訪問型 |
|----------------------------|-----------------|---------------|-----|-------------------------------|-----|
| 岩田産婦人科医院                   | 秩父市番場町<br>13-1  | 0494-24-1336  | ○   | ○<br><small>出産後4か月児未満</small> | —   |
| おかのうえ助産院                   | 秩父市伊古田<br>662-3 | 080-3351-9105 | —   | ○                             | ○   |
| <small>なお</small><br>菜生助産院 | 秩父市道生町<br>14-11 | 080-3752-3112 | —   | ○                             | ○   |
| たかはし助産院                    | 長瀬町岩田<br>865    | 080-6630-3958 | —   | —                             | ○   |
| すすかけ助産院                    | 深谷市東方<br>3768-4 | 070-4350-2695 | ○   | ○                             | —   |

## 利用申請の流れ

### ①利用申請

秩父保健センターに申請書を提出してください。  
申請時に保健師等が訪問・面接・電話等で状況を伺います。

### ②決定通知

申請内容を審査の上、利用承認通知書をご自宅に郵送します。



### ③予約

利用承認通知書が届いた後に、希望するサービス提供施設に直接予約をしてください。

### ④利用

利用料金はサービス提供施設に、直接お支払いください。



## 注意事項

- ・実施施設の混み具合によっては、ご希望に添えない場合もあります。
- ・利用決定後に利用内容を変更する場合は、すみやかに秩父保健センターにご連絡ください。
- ・妊娠中に申請された場合は、産後に利用決定を通知いたしますので出産後ご連絡をください。
- ・予約後に利用をキャンセルされる場合は、キャンセル料が発生する場合があります。その場合は利用予定のサービス提供施設より請求がありますので必ずキャンセル料をお支払いください。



## <利用申請・お問い合わせ先>

秩父市保健センター 永田町4番17号 ☎0494-22-0648

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）